

## 〔報告〕 文化財の現地保存を考える

朽津 信明

### 1. はじめに

2020年に起きた新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行を受け、博物館や観光施設などで一時的に休館・休園が相次ぎ<sup>1)</sup>、また移動自粛の影響もあって人々が文化財を実際に訪れる機会が激減する事態となった。一方でこうした影響を受ける以前から試みられていた、VRやAR技術を生かした展示やSNSを通じた情報発信などを利用して、現地を訪れなくてもオンライン上で文化財の価値を享受する方向性に拍車がかかっている<sup>2)</sup>。2020年5月25日に緊急事態宣言が解除されたのを受けてその後殆どの博物館は再開され、公開が復活した文化財も多くなったが、現地でなくてもオンライン上で様々な情報を得られることが実感された状況で、文化財を現地で保存し、人々がその文化財の現地を実際に訪れる意義がどこまであるのかが問われることになっている。

文化財にとっての現地という概念を考える際に思い出されるのは、高松塚古墳解体の方針が2005年に発表された際に、日本考古学協会が「遺跡の現地保存の原則」を主張し、批判的ニュアンスの色濃い声明を発表した事実である<sup>3)</sup>。その根底には、遺跡は土地と一体的に存在している不動産文化財であるという認識があり、解体によって現地保存ができなくなることへの反撥が存在していたと考えられる。一方でキトラ古墳の壁画が現地から取り外された結果として、東京で展示に供された<sup>4)</sup>ことは記憶に新しく、高松塚古墳の解体には、その実現性や是非は別としても、壁画を現地から遠く離れた別の場所でも公開できる道を開かせたという一面も見出すことができる。

また、いわゆる流出文化財の返還問題の議論の中でも現地保存という言葉が使われる場合があり、その場合には、博物館所蔵の動産文化財についても、それを生み出した地域との一体性を重視して保存する考え方が現地保存主義<sup>5)</sup>と表現されていることがわかる。このケースでは、その文化財が由来する地域で保存が図られることが現地保存と認識され、そのことが望まれていることになる。

このように文化財の現地保存については、動産不動産を問わずそれぞれの分野でこれまでも議論が行われてきている<sup>6)</sup>が、それぞれの対象ごとに現地という言葉の概念が微妙に異なっており、そのカテゴリーを超えて文化財の現地保存全般を俯瞰した検討はあまり行われていないように感じられる。そこで本研究では、異なるカテゴリーの文化財について、それぞれの中での現地保存という概念を具体的に考えていき、保存科学の立場から文化財の現地保存の意義について網羅的に検討を加えることを試みる。なお、本稿ではあくまでも文化財の存在位置について検討するに留め、現物を直接目にとることと、デジタル情報やレプリカなどの代替情報を視聴することとの意義の違いについては立ち入らないこととする。

### 2. 用語の整理

まず本稿で用いる用語について規定する。現地という言葉は、広辞苑によれば「①現在いる土地。②ある事が現に行われている土地。現場。」とされている<sup>7)</sup>。しかし、文化財の現地保

存を考える場合には、例えば移築された建造物が現地保存の事例と対比されて議論される場合<sup>8)</sup>があり、その場合には移築された建造物が現在ある場所は、その文化財にとっての現地とは捉えられていないことになる。その移築された建造物が現存する移築先を現在地と呼び、移築前にそれが存在していた場所を原位置と呼んで呼び分けるとすれば、現地保存という言葉は原位置で保存された状況の方を指すのであって、「現在いる土地」、すなわち移築先の現在地は現地とは見做されていないことになる。それよりは、②の「ある事が現に行われている土地」の方がまだ意味は近いかと思われるが、文化財の場合には現時点ではなく多分に完成時など、過去の状態が重視される傾向が見られることから、現地とは、「ある事が行われた、または行われている土地」という程度のニュアンスに当たるかと解釈される。その場合の「ある事」が何を示すのかの方がむしろ問題であり、その文化財にとって何が行われた、または行われている土地が現地なのか、という点が、その文化財にとっての現地を理解する上での本質的問いかけとなる。

例えば既に述べたように、築造後に一度移築された建造物についての「ある事」の候補としては、築造されたことと移築されたこととの二つが主として想定されることになる。そのうちの当初築造されたことの方がその建物にとってより本質的な出来事だと捉えられる場合が多いがために、通常は現在地よりも原位置にある事例の方が現地保存と認識されやすいのだろう。しかし、移築されて十分長期間が経過し、その土地に存在することの方に価値が発生しているような文化財にとっては、この先その移築場所のままで保存を図ることが現地保存なのか、それとも当初存在した原位置に再移築することの方が現地保存なのか、という疑問も生じることになり、そうした点については個別の事情を詳細に精査しなければすぐに答を出せる問題ではないと思われる。

そこで本稿における現地とは、ニュートラルに「その文化財の本質に関わる出来事が発生した、または発生している土地」という定義までに留め、「ではそれぞれの文化財におけるその本質に関わる出来事とは何なのか」、という点については以下で順番に個別の具体的事例を見ながら検討を試みることにする。

### 3. 建造物以外の有形文化財の現地保存

文化財の中で、本稿ではまず有形文化財から考えるが、その中で建造物については前章で移築の問題を取り上げたように、他の有形文化財とはかなり性格が異なっているため別に論じることとして、本章ではそれ以外の有形文化財を先に取り上げる。建造物以外の有形文化財は美術工芸品と総称され<sup>9)</sup>、それらのうちの大半は運搬移送可能な物品、すなわち動産文化財<sup>10)</sup>として捉えられるとともに、可動文化財<sup>11)</sup>という言葉で表現される場合もある。これは逆に言えば、それらの文化財について現地という概念を定義するのは通常は困難であることを意味するが、中にはそうした動産文化財についての現地を検討可能な場合も存在する。

まず、土器や石器などの道具類の場合には、実際に使われていた場所が不特定多数存在する可能性が高いため、その資料の本質に関わる出来事の一つ特定して土地を決定するのは一般には困難で、その資料にとっての現地という概念を一カ所定義するのはほぼ不可能に近い。だからこそ多くの場合には、その製作地や使用地点とは縁もゆかりもない博物館内で収蔵展示されるのであろう。もちろん、現代の発掘調査でそれが出土した地点や出土時の存在状態などの情報は、考古学的観点から言えば確かにその資料の本質に関わっていることは間違いがないが、ではその出土地点をその資料にとっての現地と認識するかという点については、立場によって意見が分かれそうである。

この点に関して、例えば埋葬された人骨や埋納品などのように、当初から意図してその場所に設置された資料がそのままの状態で見つかった場合には、現地という感覚がより明瞭となりそうだ。例えば福岡市の金隈遺跡では甕棺や人骨が、意図をもって埋められたままの状態で見つかり保存・公開が図られている<sup>12)</sup> (図1)。この場所は、5章で取り上げる予定である、不動産文化財としての遺跡の展示公開施設だが、その中で展示されている甕棺や人骨それぞれは出土状態を反映して出土地点において保存が図られており、これらの遺物、すなわち動産文化財に関しても現地保存されている事例と見做されるだろう。屋外で機能するものに対して、それが機能する土地においてその保護を主たる目的として外側に設けられた付加物のことが覆屋と呼ばれ<sup>13)</sup>、金隈遺跡の公開施設として機能するこの建物は遺構の覆屋として位置付けられる存在だが、それに加えて甕棺や人骨も現地保存されている状態と認めれば、この建物は動産文化財にとっても覆屋として遺物の現地保存に寄与する存在と見るのが可能だろう。

古墳そのものについては史跡指定を受ける場合が多く、史跡については5章で改めて論じるが、副葬品やそれが納められた石棺などについては古墳から取り出されて美術工芸品指定を受け、建物内で別途保管されるケースが少なからずある。例えば美術工芸品として重要文化財指定を受けている、善通寺市の磨臼山古墳出土の割竹形石棺は、善通寺市民会館のホール内で展示されている (図2)<sup>14)</sup>。これは当初の設置場所であった古墳内部から取り出された事例であるため現地保存と見ることはできず、従って市民会館の建物はこの石棺にとっての覆屋とは見做されず、あくまでも施設内で動産文化財が展示されている状況と見るべきだろう。

これに対して、古墳時代に取められた古墳内部で石棺の公開が図られるケースもある。例えば御所市の室宮山古墳では、石棺が墳丘内の原位置のままで保存・公開されており (図3)、そうした場合には石棺が現地保存された事例という理解となる。一方、柏原市の重要文化財・割竹形石棺蓋は、付近の古墳から出土したものが古くから安福寺の境内に置かれて伝えられていたもの<sup>15)</sup>だが、現在は風雨に晒されないように上に屋根がかけられている (図4)。この石棺の原位置は本来は古墳内のはずで、安福寺境内の現在地は石棺の製作者が意図して設置した地点ではないと考えられるが、重要文化財指定を受けた時点で既に石棺は安福寺の屋外に存在していたものであり、だとすればその場所が現代の重要文化財としての石棺の現地と認識する見方もあるかも知れない。そのように考えれば現在の屋根は、屋外で機能する文化財としての石棺の保護のために現地に付加されたものという理解となり、覆屋と捉えるのが妥当という話と



図1 金隈遺跡における甕棺及び人骨の現地保存



図2 磨白山古墳出土の割竹形石棺の展示

なる。

この他、絵画、彫刻、工芸品、文書類などの美術工芸品全般に関しても、通常は動産文化財として扱われる場合が多いため現地の概念を想定するのは難しい事例が多いが、例えば奈良や鎌倉の大仏（奈良市の銅造盧舎那仏坐像（金堂安置）及び鎌倉市の銅造阿弥陀如来坐像）のような移動に著しい困難を伴う事例では、実行上は不動産文化財のような側面を持ち合わせていることになる。このため、これがもし別の場所に移されるとすれば、恐らくは移築のような印象が持たれることになるかと予想され、であるならば彫刻にとっても現地という概念が生じ、奈良や鎌倉の大仏は現地保存されているとする見方もあり得るだろう。さらに言えば、奈良の大仏の場合には移動の困難さばかりでなく、宗教的な意味からも歴史的な意味からも、大仏殿の中に存在することに重大な意味が見出されるため、たとえこれが物理的には移動できたとしても、大仏殿以外の場所に存在することでその意義が十分保たれるかどうかには大きな疑問が持たれる。この点で、やはり動産文化財にも強かれ弱かれ、現地という概念が含まれていることが実感される。

実際、物理的に移動が難しくなくても、その場所に存在することがその文化財の本質に関わ



図3 室宮山古墳における石棺の現地保存



図4 安福寺境内での石棺の保存と覆屋

る場合には、やはり美術工芸品にも不動産文化財と同じような現地の概念が生まれる場合があると予想される。例えば1975年に日本で放映されたテレビアニメ『フランゲースの犬』のラストシーンで、ネロ少年が一目見たいと願ったルーベンスの絵<sup>16)</sup>というものは、実在する絵画である『キリスト昇架』『キリスト降架』のことだが、恐らく多くの日本人にとってはあの絵画がアントワープ聖母大聖堂以外の場所で展示されるのは違和感を伴うと予想される。それは、絵画という動産文化財の持つ不動産性と考えられる。これらの絵は当初からこの場所に設置されていたものではなく後に移動されてきたものであり、喩えるならば不動産文化財の移築先である現在地が、日本人にとっては現地として認識されているような状況と言える。

この点に関しては、例えば2018年に東京国立博物館で開催された『仁和寺と御室派のみほとけ展』では、仁和寺観音堂の内部空間が東京国立博物館内に再現され、この展覧会に出品されていた観音堂内の仏像は博物館内であたかも観音堂内にあるかのように展示されていた事例<sup>17)</sup>が思い出される。また、AR技術などの進歩もあるので、例えばアントワープ聖母大聖堂の内部空間を再現すれば、別の場所においてあたかもアントワープ聖母大聖堂内でルーベンスの絵を鑑賞しているかのような錯覚を見学者に促すこともある程度までは可能だろう。ただ、あの絵画にとっての現地とは、果たして大聖堂内にある周辺存在物との相対位置関係だけで認識されるものなのだろうか。その空間に至るまでの行程であったり、空間を構成する建物の機能であったり、そこに入出入りする人々の行動であったり、決して視覚的な内部空間だけでなく、その場を構成する多種多様な概念が総合的に構成しているのが現地という概念なのではないだろうか。レプリカと現物との価値の違いについては本稿の趣旨を逸脱するのでここでは立ち入らないこととするが、特定の閉鎖空間内が現地と認識されるような動産文化財に対して、別の土地にその閉鎖空間内部だけを模擬的に再現した状況が与えられたとしても、それはあくまでも内部空間のレプリカという存在にすぎず、その展示がなされた別の場所が、その動産文化財にとっての現地という場であると認識されることにはならないのではないかと予想される。

ネロ少年が見たがったという話は史実ではなくあくまでも創作の世界の話だが、アニメで表現された教会も絵画も実在しており、アニメに登場した教会の中こそがその絵画にとっての現地だと感じる日本人は、恐らく多いだろう。従って、史実として歴史的出来事と強く結び付いた動産文化財の場合には、現地という概念が多くの人々にとって共通して持たれる場合も少なくないだろうと予想される。

さらに言えば、壁画や磨崖仏のように、それぞれ絵画や彫刻の概念で指定を受けているものであっても、それが物理的に不動産性の高い存在状態にある場合には、それらの美術工芸品にも現地という概念が発生する余地がある。例えば建造物の壁に描かれている絵画は建造物を構成する一部として建造物における現地の概念に強く縛られるだろうし、磨崖仏は彫刻として文化財指定を受けている場合であっても、実行上は史跡としての概念の束縛を受けるだろう。この点において、絵画として国宝指定を受けている高松塚古墳壁画も、それが存在する特別史跡としての高松塚古墳における現地という概念の束縛を受けるべきというのが、恐らくは1章で紹介した日本考古学協会の声明に込められた批判かと解釈される。

なお、1章で問題提起した文化財の返還問題で示される現地という概念は、「その文化財を生み出した地域」というニュアンスで、ある程度の空間的広がりを持った文化圏を指しているようで、動産文化財の返還先として想定される現地とは、必ずしも本章で議論してきたような特定の一地点だけを意味するわけではない場合が多い。ただしこの点に関連して、例えば保存上の観点から社寺の資料などが博物館に寄託される事例があるように、動産資料がもともと継承されてきた場所から離れて保存公開される場合には、距離的あるいは文化的に離れた地域の博物館で管理される場合のみならず、近接した同一文化エリア内であっても本章で見てきたように現地保存が損なわれたと認識される場合が起こり得る。従って、文化財返還問題でも、現地保存が議論される場合の現地という言葉の示す範囲については、慎重に検討される必要があることになろう。

#### 4. 建造物の現地保存

次に、有形文化財の中で建造物について検討する。建造物は不動産文化財とされるため、原則的にはその存在位置が現地と認識されることになる。建造物に限らず指定文化財には一般に所在地という概念が存在するケースが多く、先述の動産文化財の所在地としては博物館などの名前が書かれている事例が多くあるため、文化財の所在地をそのまま現地と見做すことはできないが、建造物の所在地はイコール現地と認識可能なケースが多いと言える。ただし、既に指摘したように建造物でも移築保存の事例が存在するため、その場合には現地という概念は流動的になり、個別の検証が必要となる。

例えば、重要文化財・名草神社三重塔は、現在は兵庫県養父市に存在し所在地もそのように書かれているが、当初は1527年に尼子経久によって出雲大社境内に建てられた建物が、1665年に移築されて今日に至ったものである<sup>18)</sup>。2章で本稿における現地という言葉で「その文化財に関わる本質的な出来事が発生した土地」としたが、第一に1527年に尼子経久が建立した出雲大社境内の場所がこの三重塔にとっての本質的な出来事が発生した土地と捉えることができるが、第二に名草神社への移築という歴史的な出来事を本質的な出来事と捉える考え方もあり得るだろう。特に1665年に名草神社に移築されてから現在までには、既に出雲大社内にあった年数の二倍以上の年月が経過していることから、現時点で重要文化財・名草神社三重塔にとっては、移築の方が本質的な出来事と捉える意見の方が多いかも知れない。ではこの三重塔がもしも今から出雲大社に再移築されるとなった場合には、その行為がこの建造物の現地保存だと認識されるかと考えた場合には、恐らくは否定的な意見が多くなるのではないだろうか。だとすれば、その場合には移築先である名草神社にあるままで保存されることの方が、現地保存という理解となる。3章で指摘したルーベンスの絵でも、当初ではない存在位置の方が現地と認識される可能性を指摘したが、建造物であっても、移築先がその文化財の現地と認識されるケースは十分想定され得るだろう。

名草神社三重塔の場合には、現に重要文化財としての所在地には名草神社の住所が書かれているため、指定文化財としての所在地で保存されるのがすなわち現地保存だと単純に理解されるかも知れないが、ならば諫早市の重要文化財・眼鏡橋はどうだろうか。これはもともと1839年に本明川に架けられた石橋が、1958年に重文指定を受け、1960年に現在地である諫早公園内に移築されたもの(図5)<sup>19)</sup>だが、その所在地(現在地)には諫早公園の住所が書かれている。しかし、この諫早公園内で保存することを石橋の現地保存と認識する意見は恐らく少数派であって、元の本明川に架かった状態の方をこの橋にとっての現地と見る意見の方が強いのではないだろうか。その場合の名草神社三重塔との違いは、移築という出来事がそれぞれの文化財にとってどこまで本質的な出来事と捉えられるか、という主観にかかっているかと思われ、そこに客観的基準を設けるのは困難である。恐らくは歴史もそこに関係していると予想され、名草神社三重塔と違って移築後60年しか経過していない現状では、諫早眼鏡橋にとっての移築は、まだそこまで本質的な出来事とは見做されないという側面もあるのだろう。

一方、過去に建造物を構成していた部材が後世に発見されて、再構築される場合があるが、その再構築が行われる場所が当該建造物の原位置と想定される場合には、それが現地保存された文化財と見做されるかどうかにも議論の余地が出てくることになる。例えば、1589年に豊臣秀吉の命で造られた石造の京都五条大橋に関して、橋脚と橋桁の一部部材が京都国立博物館内で再構築されて展示されている<sup>20)</sup>。これは明らかに当初築造された原位置ではないのでどちらかと言えば現地保存よりも移築の概念に近い再構築事例となるが、再構築場所が当初位置であれば、それは現地保存と呼べるのだろうか。例えば重要文化財である宇治市の浮島十三重塔は、もともとは1286年に建てられた石造塔だったが、1756年の洪水で倒壊して20世紀に至るまで存在しない状態だった。それが1907年からの発掘調査により構成部材が発見され、1908年にはその部材を利用して再構築されることとなった<sup>21)</sup>。再構築は当初位置と推測される宇治川の中州で行われており、実際にその場所が所在地とされて1953年には再構築された石塔が建造物としての重要文化財指定を受けた事例である(図6)。この現在地が重要文化財としての現在の浮島十三重塔にとっての現地であることに恐らく異論はないだろうが、ではこの事例が建造物の現地保存例に当たるかどうかという点については、議論の余地があるだろう。この点に関連して、浮島十三重塔では一旦完全に流出した後の再構築だったが、例えば長崎市の重要文化財・眼鏡橋は1982年の水害で半壊し、後に修復されたものが現在の姿である<sup>22)</sup>。その時は



図5 諫早公園内に移築された重要文化財・眼鏡橋

基礎部分が流出を免れていたため、浮島十三重塔の場合とは異なり立地としての原位置性が保証された状態で修復されており、通常、長崎眼鏡橋は諫早眼鏡橋との対比として、石橋の現地保存事例と見做されることが多い。

一方、建造物が別の建物内で保存される場合には、その外側の建物を覆屋と見做すのかどうかという問題も、その文化財にとっての現地という概念を理解する指標となり得る。例えば国宝である岩手県平泉町の中尊寺金色堂は1964年に建てられた鉄筋コンクリート製の新覆堂内に存在しているが、金色堂自身は1124年に建てられた原位置に存在していると考えられ、外側に付加された新覆堂は覆屋と理解される<sup>13)</sup>。一方、上で見た五条大橋の事例のように、出土した石塔部材が博物館展示物として再構築される場合があり、小規模な五輪塔や宝篋印塔であれば展示室内で再構築されるケースも少なくない。例えば福山市の広島県立歴史博物館では草戸千軒遺跡から出土した石塔が展示室内で再構築されている<sup>23)</sup>が、これはもともとは建造物として草戸千軒に建てられていたものであり、五条大橋と同様に現地性が失われている。だとすれば、広島県立歴史博物館の建物はそれらの石塔にとっての覆屋ではなく、この石塔の方が歴史博物館内に展示されている状態として、建造物であっても前章で見た善通寺市民会館内における石棺の展示と類似した概念で捉えられるべきだろう。



図6 再構築された、重要文化財・浮島十三重塔

## 5. 史跡の現地保存

次に記念物について考えることとして、まずは史跡から取り上げる。本章では指定史跡に限定せず、広く遺跡全般を考えることにすると、冒頭で紹介した日本考古学協会の声明にもあるように、一般に遺跡は現地保存が原則のはずだが、移築保存された遺跡の事例も珍しくなく挙げることができる。例えば佐賀市の久保泉丸山遺跡に関しては、1983年に九州横断自動車道建設に伴って、縄文時代から古墳時代にかけての墳墓などが原位置から切り取られ、相対位置関係を保ったままの状態ですべて約500 m 西に移されて移築保存が図られた<sup>24)</sup>。

そのような遺跡全体の移築ではなく、遺跡の一部分だけが切り取られれば、その切り取られた部分の後は動産資料的に扱われるようになることもある。例えば遺構の一部分だけを切り取る試みは各地で多数行われており、また遺構断面に布などを樹脂で貼り付けて、部分的に遺構面を剥ぎ取る技法である「剥ぎ取り保存」という行為も、様々な遺跡でごく一般的に行われている。こうした場合には、切り取られたり剥ぎ取られたりした部分は原位置から離れた博物館内で展示に供されるのが一般的だが、一旦剥ぎ取り保存された資料が、原位置及び原状に近い状態で展示に供される場合もある。例えば国指定史跡・今城塚古墳では、内堤部分の地層断面が一旦剥ぎ取られた後に、実際の古墳の内堤部分を貫く通路内に設置・展示されており(図7)、これは古墳築造時の状態に近い状態で剥ぎ取り資料が展示されている事例であり<sup>25)</sup>、また資料はレプリカではなく現物であるため、遺跡の現地保存にかなり近い概念で公開が図られていることになる。

次に、遺跡保存を前提とした移築ではなく、遺跡の破壊行為の結果として、遺跡を構成していた一部分だけがたまたま原位置とは別の場所にとり残される場合があり得る。例えば3章で





図7 今城塚古墳で、原位置に近い位置に設置された剥ぎ取り断面資料

見た割竹形石棺蓋も、安福寺境内に置かれた経緯は似たような話だったかも知れないが、これはあくまでも有形文化財の概念で指定を受けた事例だったのに対して、国指定史跡・屋形古墳群を構成する原古墳では、1928年に古墳の一部が破壊されて石室奥壁だけ墳丘から外に引きずり出された状態で、そのまま墳丘外の場所に存在している<sup>26)</sup>。この奥壁石材には古墳時代の壁画が確認されるため、後に石材の外側に小屋が建てられて現在はその中で公開されている、史跡の保存事例である（図8）。このケースは一見すると切り取り資料が動産文化財として博物館内で展示されている状況と類似して見えるが、1928年に古墳から取り出されたことをその奥壁資料にとっての本質的出来事と捉えれば、奥壁にとって現地でその保護を主たる目的として付加された覆屋内で展示されている、遺跡の現地保存事例と捉えることも可能と考えられる。実際、2010年代に行われた原古墳の保存に関する議論では、奥壁は古墳内に戻すのではなく、現在地で保存する方針が決定されており<sup>26)</sup>、その場合には名草神社三重塔のように、築造時ではなく後に「墳丘から引きずり出された」という本質的出来事の起きた土地が、現地と捉えられた遺跡の保存事例という理解となる。

この他、遺構が現地保存される場合には、3章で見た金隈遺跡のように覆屋内で現物の露出



図8 原古墳で墳丘から引きずり出された奥壁と覆屋

展示が試みられる場合以外は、そのまま埋め戻されることが多い。遺構が現地で埋め戻し保存された後には、レプリカによって遺構の展示を行う試みが既に多くの遺跡で試みられているが、そのレプリカが本来の遺構位置の直上で示されていれば、二次元の座標上では原位置と同じ地点で遺構の表示が行われていることになるため、考え方によっては遺跡の現地保存及び公開に近い概念が実現されていると認識できるかも知れない。例えば横浜市の国指定史跡・大塚歳勝土遺跡における住居址遺構は埋め戻し保存が図られており、遺構自体を捉えれば史跡の現地保存が行われた事例という理解となるだろうが、その遺構の直上にはレプリカが造られていて展示・活用も図られていて<sup>27)</sup>、このようなケースは各地に数多く存在する。また、横浜市の上行寺東遺跡では、遺構の大半はマンション建設に伴って既に破壊された状態だが、その隣接地には遺構の一部現物が残されているエリアがあり、その残された遺構の近傍に、遺跡の主要部分のレプリカが再現されて展示されている<sup>28)</sup> (図9)。実際の遺構は既に消滅しているため「保存」はされておらず、またレプリカで提示されている場所も厳密に言えば原位置とは微妙に異なっているが、原位置に近い状態で遺跡の公開が試みられている事例という表現は可能であり、遺跡の現地保存及び公開に準じる状態と見ることができる。

## 6. 天然記念物の現地保存

次に天然記念物における現地保存について考える。天然記念物の中で、化石や標本資料は、3章で見た有形文化財に近い概念で認識される場合が多く、動産文化財としての扱いを受ける場合が多い。例えば国指定天然記念物であるエゾミカサリユウ化石の所在地は化石の産出地ではなく三笠市立博物館と記載されており、実際に博物館内で保存が図られている<sup>29)</sup>。また登録記念物である田沢湖のクニマス(標本)の所在地は、秋田県立博物館と仙北市田沢湖郷土資料館とされており、それぞれで保存が図られており<sup>30)</sup>、この扱いも3章で見た建造物以外の有形文化財の概念に近い。いずれも生存時には様々な地点に移動しながら生息していた可能性が考えられ、少なくとも生存時には現地という狭い概念を想定するのは困難だったものが多いと思われるが、死後にその個体が動産文化財のようなニュアンスで、各保管場所でも取り扱われている事例と考えられる。

その一方で、3章で見た考古出土品における出土地点と類似した概念として、化石の産出地点に特別な意味が見出される場合もある。例えば動物化石が発見された地点を考えれば、その



図9 上行寺東遺跡における遺構のレプリカ展示

動物の死後に地層に取り込まれ、地殻変動などによって地球上の存在位置としては変化しながらも、最終的に発見に至ったその地点にはその動物の生態に関する様々な情報が含まれているはずである。こうした化石の産出地点がその化石にとっての現地と捉えられる場合があり、その先駆的な現地保存事例としては、松本市の穴沢のクジラ化石の事例が挙げられる<sup>31)</sup>。これは1936年の砂防工事の際に新第三紀の泥岩中から発見されたクジラの化石が、当時の会田村の判断で産出地の上に覆屋が建てられて現地保存が図られ、後に県指定天然記念物となって今日に至っているものである（図10）。この化石産出地点は最も近接する海からでも100 km以上離れた標高約650 mの地点であり、そのような土地の岩体内にクジラの化石が挟在する産状には、掘り出されて展示ケース内に存在することとは異なる意義があると考えられて、現地保存が図られたものと推測される。同様の事例としては他に、宮城県南三陸町の歌津館崎の魚竜化石産地及び魚竜化石<sup>32)</sup>、天草市のアンモナイト館<sup>33)</sup>におけるアンモナイトの産出状況展示、いわき市アンモナイトセンター<sup>34)</sup>におけるアンモナイトその他の化石の産出状況展示、奈義町のなぎピカリアミュージアム<sup>35)</sup>におけるピカリア化石などの産出状況展示などで化石の現地保存例がある。類似した考え方として、魚津埋没林博物館<sup>36)</sup>、富沢遺跡博物館<sup>37)</sup>、三瓶小豆原埋没林公園<sup>38)</sup>などにおける埋没林資料の現地保存例もあり、それらでは動物ではなく植物化石が対象として、その産出地で保存が図られている。

また、生痕化石の場合にはその痕跡が残された地層の存在地点が（その後の地殻変動を経ても）現地という理解となるが、例えば天草市弁天島で発見された恐竜の足跡化石は、切り取られて天草市御所浦白亜紀資料館内で展示されている<sup>39)</sup>。これは化石が掘り出されて展示室で展示されるのと類似した発想だが、弁天島の現地には切り取られた地層内に足跡化石のレプリカが嵌め込まれていて（図11）、この考え方は5章で見たような遺構のレプリカ展示とも類似しており、生痕化石を現地で公開する意思を汲み取ることが可能な事例である。なお、恐竜の足跡化石に関しては、群馬県神流町の群馬県指定天然記念物である瀬林の漣岩に残る窪みが恐竜の足跡と解釈されているが、神流町恐竜センター内にはそのレプリカが展示されている<sup>40)</sup>。つまり、瀬林の漣岩では、上記の弁天島におけるレプリカの提示とは異なり、足跡化石の実物の方が現地保存されているという理解となる。

一方で生物の天然記念物に関しては、*In-situ conservation*（生息域内保全）という概念が定義されており、生物本来の生息地の中で保全を図ることが生態系や自然の保全の原則とされて



図10 発見された地点で保存された穴沢のクジラ化石と覆屋



図11 弁天島の恐竜足跡化石の現地に嵌め込まれたレプリカ

*Ex-situ* conservation (生息域外保全) と明確に区別されている<sup>41)</sup>。つまり、天然記念物に指定を受けている生物については、その生息地や自生地が現地の概念に該当すると考えられる。例えば奈良公園の鹿は「奈良のシカ」として1957年に天然記念物指定を受けているが、その所在地には奈良県奈良市一円と書かれている<sup>42)</sup>。その範囲に生息する鹿は奈良市以外でもごく一般的に見られる種だが、定義された奈良市一円の範囲内で生息する個体があくまでも天然記念物なのであって、その種類の鹿がどこで生息しても指定を受けるわけではない。だとすれば文化財である「奈良のシカ」にとってはその奈良市内に設けられた範囲内が現地ということになり、そこで保存が図られることが現地保存となるのだろう。植物の天然記念物についても同様な概念になると考えられ、その個体の自生地として定義された場所で生育することが、現地保存と見做されることになるだろう。

## 7. 名勝の現地保存

次に、記念物の中で名勝について考える。文化財保護法下で名勝には自然的なものと人文的なものがそれぞれ示されているが、自然的なものは6章で見た特定の土地が指定を受けている天然記念物に、人文的なものは5章で見た史跡にそれぞれ近い概念で、基本的にはその指定範囲が現地という理解となるだろう。

ただし6章で見たように、本来土地と一体となっている遺跡の概念にも移築の事例があるように、名勝にも移築の概念はあり得ると考えられる。例えば大阪府島本町の西浦門前遺跡で見つかった後鳥羽上皇の水無瀬離宮庭園跡は、町立歴史文化資料館の敷地内に移築復元されている<sup>43)</sup>。これは現時点で名勝指定は受けていないものの、離宮庭園跡が原位置から離れた場所で保存されたケースであり、遺跡と同様に、名勝という概念にとってもその現地性を問いつける一つの事例と言える。

現実に特別名勝に指定を受けている京都市の二条城二之丸庭園について考えると、現在の姿は基本的に1895年の大改造によって与えられた景観とされるが、もともと江戸時代から存在していた庭園に改築が重ねられて今日に至ったことが知られ<sup>44)</sup>、その変遷の過程では、御所内にあった桂宮邸の移築に伴って桂宮邸庭園がこの地に移築されていた時期があったと指摘されている<sup>44)</sup>。名勝指定を受けたのはあくまでもその後この地に作庭された庭園の景観だが、移築された庭園の景観が名勝の概念として評価を受ける可能性もあり得ることを意味しており、

果たして移築されて作庭された庭園が現地保存されている名勝と見做されるのか、という、4章で名草神社三重塔や諫早眼鏡橋について検討したような論点も、理屈の上では提起され得ることになる。

それから、自然的な名勝として滝という概念が指定を受ける場合があるが、滝の存在位置というのは年々変化していることが地形学で知られている。例えば華巖瀑および中宮祠湖（中禅寺湖）湖畔として名勝指定を受けている日光市の華巖滝については、平均すると年間1.8 cm ずつ後退していることが報告されている<sup>45)</sup>。これはあくまでも平均値に過ぎないが、名勝指定を受けた1931年から今日までの期間で考えれば、計算上は指定以後に1.6 m 程度の文化財の侵蝕が起きている可能性が想定されることになる。1.6 m という値は、日光市中宮祠とだけ書かれている所在地の概念にそこまで大きな影響は与えないかも知れないが、例えば新潟県津南町・十日町市の名勝（及び天然記念物）である田代の七ツ釜で1995年に滝の岩盤崩落が起き、1997年に擬岩による復元が行われたという事例もある<sup>46)</sup>。この事例は、前章で見た、埋め戻された遺構の直上にレプリカで再現されている遺跡の保存活用事例とも対比できる存在であり、滝にとっての現地という概念がどこの場所に当たるのかという問いかけを喚起する事例と言える。

なお、岩国市の錦帯橋<sup>47)</sup>や大月市の猿橋<sup>48)</sup>のように、一見すると有形文化財の概念のように感じられる橋などの構築物が、名勝を構成する一部として文化財指定を受けている場合がある。橋自体が建造物などの有形文化財指定を受けていないケースでは、その物理的存在としての保存の考え方が、例えば4章で取り上げた重要文化財指定を受けている長崎眼鏡橋や諫早眼鏡橋などとは違ってくる可能性があるだろう。錦帯橋や猿橋にとっての現地という概念は、恐らくは名勝の景観を構成する一部としての存在位置として捉えられることになり、それは物理的な意味での橋の当初位置と必ずしも完全に一致することが要求されるとは限らないことになる。

## 8. その他の文化財の現地保存

その他の文化財の概念のうち、重要伝統的建造物群保存地区や重要文化的景観についても、基本的には土地に根付いているため、それぞれの選定を受けている現在地が通常は現地と捉えられるだろう。これらは一般には広範囲で選定を受けるため、対象となるエリア全体が丸ごと移設されるような事態は想定されにくい、それらを構成している一部要素が単独で移築されることになれば、それぞれ重要伝統的建造物群保存地区や重要文化的景観の価値の保存に重大な影響を与えることになるだろう。前章で見た名勝指定を受けている錦帯橋を含む錦川下流域における岩国の文化的景観に関しては、重要文化的景観の選定に向けた取り組みが進められており<sup>49)</sup>、錦帯橋にとっての現地という概念に、名勝とは別にその文化的景観の価値を保つ存在位置という側面が将来付け加えられることになるかも知れない。

次に有形民俗文化財について考えると、民家、舞台、富士塚、十三塚などの不動産性が高い有形民俗文化財は4章で見た建造物や5章で見た史跡に準じた考え方ができるかと考えられる。例えば国の重要有形民俗文化財である豊中市の民家（白川の合掌造）は、水没にあたり白川村から1956年に移築された民家である<sup>50)</sup>。一方で、白川村に残る和田家住宅は建造物として重要文化財指定を受けている<sup>51)</sup>が、こちらは現地保存事例と捉えられており、ならば重要有形民俗文化財である豊中市の民家（白川の合掌造）については、移築前の原位置で保存されることが現地保存と認識されたのだろう。この他、例えば重要有形民俗文化財である三好市の祖谷の蔓橋<sup>52)</sup>であれば、4章で見た建造物としての橋や7章で見た名勝を構成する一部とし

での橋に近い概念で考えることが可能なように、これまでに論じてきた他の範疇の不動産性が高い文化財と類似した概念で捉えられる有形民俗文化財については、それらに準じる形で現地保存について考えることができるだろう。

それ以外の、動産性が高い用具のようなイメージの有形民俗文化財は、基本的には3章で見た美術工芸品に近いイメージで捉えられるかと思われるが、美術工芸品にも現地の概念が想定できる事例があったように、地名を冠して指定を受けているような有形民俗文化財では、土地との結びつきが強く想定される場合もあり得るだろう。例えば「積雪期用具」という名称を含んで国指定を受けている重要有形民俗文化財が6件存在し、そのうちの例えば「十日町の積雪期用具」は十日町市博物館内で保存されていて<sup>53)</sup>、実際にそれが使用されていた家そのものではないとしても、十日町市内で保存が図られることで現地保存されていると捉えられそうだ。恐らくは別の地域で他の積雪期用具とまとめて展示されたら、それは現地保存とは感じられないことだろう。その場合の「十日町」という土地の範囲については、6章で見た天然記念物の生息地ほど明確な定義は存在しないと思われる。この先合併などによる行政単位の変化も想定され、恐らくは流出文化財の返還問題と類似して、現地とは「その文化財が由来する地域」という程度の曖昧な概念でしかなく、その用具が日常的に利用されないような土地で保管されることになった場合に初めて、現地保存ではなくなったと感じられることになるのだろう。

最後に無形文化遺産について考えてみる。無形文化遺産の保存に関しては、何を守るかという概念からして有形文化財とは異なっている場合が多い<sup>54)</sup>が、ここではあくまでもその現地性だけに限って考察する。まず、重要無形民俗文化財では、有形民俗文化財でも見たような、地名を冠して指定を受けている事例が多い。このため、第一段階としては指定名称に地名が含まれる場合には、その土地で営まれることがその重要無形民俗文化財の現地保存と理解されることになろう。ただしその場合の冠された地名の示す範囲については、有形民俗文化財と同様にある程度曖昧にならざるを得ない。例えば青森のねぶたと弘前のねぶたはいずれも重要無形民俗文化財だが、両者の場所を入れ替えて行事が行われた場合には、たとえそれ以外の要素が全て保たれていたとしても、行事がきちんと行われたとは見做されないだろうし、主要部分がリモート参加となった場合を想定しても、恐らく現地保存とは認められないのではないかと予想される。では、それぞれ行政上の弘前市内や青森市内で行われさえすれば現地保存なのかと考えると、地理的な面だけでなく景観や関与する人々など様々な要素が複雑に絡み合っていると考えられ、現地という言葉の厳密な範囲については流動的とならざるを得ないだろう。

なお、重要無形民俗文化財の現地保存を考える際には、上で重要有形民俗文化財の一例として取り上げた祖谷の蔓橋に関連して、蔓橋の製作工程が重要無形民俗文化財に指定を受けている事実<sup>55)</sup>についても考える必要がある。7章で見た錦帯橋や猿橋は建造物としての文化財指定は受けておらず、その保存に際しては通常の建造物の保存理念の束縛は受けにくい、重要有形民俗文化財としての祖谷の蔓橋ではその製作工程が重要無形民俗文化財として保存対象となっているため、製作技術に関しても継承されていく根拠が担保されていることになる。その際の重要無形民俗文化財である蔓橋の製作工程にとっての現地を考えた場合に、実は遠く離れた福井県池田町にも、重要有形民俗文化財である祖谷の蔓橋と同様の技術で現代になってから造られた「かずら橋」は存在する<sup>56)</sup>。仮に将来、池田町のかずら橋だけで蔓橋の製作工程が受け継がれていく事態になった場合には、その無形民俗文化財の価値が保たれていると判断されるのかどうか。あるいは祖谷地区においてであっても、他にも現存している重要有形民俗文化財指定を受けていない別の蔓橋の方で受け継がれることになった場合はどうなのか。と言った論点は、無形民俗文化財にとっての現地保存という概念を問いかける疑問となるだろう。

この他の範疇では、重要無形文化財にはそもそも所在地という概念は存在しないが、指定名称に地名を冠する例は存在する。例えば輪島塗とか宮古上布などの重要無形文化財ではそれぞれの保持団体が認定されているが、基本的にはその保持団体が維持していくことが保存と認識されるのであって、それぞれの指定名称に含まれる地名が、地理的概念として現地と捉えられているかは疑問である。選定保存技術についても同様に基本的には所在地の概念はなく、例えば琉球藍製造のように、中には地名を冠して選定を受けている例もあるが、やはり琉球という地理的概念がその選定保存技術の現地と厳密に捉えられているとは考えにくい。

## 9. 考察

以上に基づいて、文化財の現地保存という概念について俯瞰的に考察する。

これまで各章で見てきたように、様々な範疇の文化財についてそれぞれに「現地保存」という概念が存在し得るが、その文化財の範疇によって現地という言葉の示すニュアンスは異なる場合がある。このことは、複数の範疇で指定を受けている対象物については、相互に相反する「現地」という概念が共存する場合があり得ることを意味している。

例えば国指定名勝である横浜市の三溪園は、1906年に造られた庭園が名勝指定を受けているものであるため、この庭園の存在する土地が名勝としての現地と考えられるが、一方で庭園内には各地から移築されてきた建造物が存在しており、その中には国の重要文化財指定を受けているものも少なからず含まれている（図12）<sup>57)</sup>。つまり、それら個々の建造物を考えれば、4章で見たようにいずれも原位置が別に存在するため、それぞれは現地保存とは見做されない可能性が高いが、一方ではそれらが移築によって現在地に存在することで構成されている三溪園が名勝指定を受けているわけであるから、名勝の一部を構成する文化財としてのそれらの建造物は、「現地保存されている建造物」という見方も可能ということになる。

他の概念についても、例えば重要伝統的建造物群保存地区である朝倉市秋月には、俗に黒門と呼ばれる福岡県指定有形文化財・秋月城本門が存在するが、これは1880年に現在地に移築されたものであり、その移築先で重要伝統的建造物群保存地区の一部を構成していることになる<sup>58)</sup>。また重要文化的景観でも同様で、例えば最上川の流通・往来及び左沢町場の景観を構成する大江町歴史民俗資料館は、移築された建造物である<sup>59)</sup>。それらの建造物は、有形文化財としては現地保存された状態とは言えないが、それぞれ伝統的建造物群あるいは文化的景観



図12 移築された建造物で構成された名勝・三溪園の景観

の現地保存には寄与していると見られる。

こうした考えを進めると、例えば江戸東京たても園<sup>60)</sup>などのような移築建物を集めた展示施設において、それぞれ個別に移築された建物が、結果的に園内で一定のコンセプトを持つ町並みを形成するに至るような事例も指摘できることになる。こうした町並みはまだ文化財指定を受けるには至っていないが、4章で見た名草神社三重塔の事例で移築先の方が現地と認識されるに至っているのと同じような概念で、原位置からは移動された個々の存在が、その移動先において伝統的建造物群保存地区あるいは文化的景観などの異なる概念としての「現地」を新たに構成する可能性を示唆して注目される。

その一方で、例えば6章で見た天然記念物である化石と、3章で見た美術工芸品としての考古遺物など、それぞれ現状では文化財として異なる範疇として扱われるもの同士であっても、その現地保存に関する概念がある程度類似している場合もあることがわかる。特に自然史資料と人文資料とではこれまではそれぞれ全く独立に資料保存が進められてきており、そのノウハウの蓄積が共有されることは殆どなかったが、そもそも資料の物理的劣化という科学現象に関しては共通しているものであり、加えてその理念的な部分にも共通点が見出されるのであれば、今後相互に情報共有が促進されることによって、有効な資料保存方法が確立されていくことが期待される。

最後に、VRやAR、あるいはインターネット上で公開されるデジタル情報を現地以外で入手すること、文化財の現地を訪問して実見することとの違いについて考察することから、文化財の現地保存の意義について検討していく。この点に関しては、3章でアントワープ大聖堂内のルーベンスの絵を例にして一部既に検討してあるが、動産文化財の存在空間だけを仮想的に別の場所に構築したとしても、現地という場の概念を正確に再現するのは困難だろうと指摘した。逆にアントワープ大聖堂内の現地に、ルーベンスの絵のレプリカ（あるいはホログラムなどでもよい）が置かれた状況を想定してみれば、その絵自身の鑑賞という根本的な点を度外視すれば、恐らくは絵の現地性だけならば十分再現できるのではないかと考えられる。

ならばそれが建造物であれ記念物であれ、本稿でこれまで取り上げてきたその他の様々な文化財であれ、どんなに精巧なデータがパソコン上で提示されたとしても、その場の持つ情報、すなわちその文化財の現地性に関して現地以外で忠実に再現することは恐らくは不可能に近いことだろう。むしろ論じられるべきは、その文化財の価値全体の中で、現地という概念の持つ比率がどこまで大きいかという点の方であり、例えば4章で見た建造物のように不動産性の高い文化財に関してや、その現地性に重きを置いて見学する個人にとっては、現地以外で入手するデジタル情報だけで享受できる部分は限定的だと感じられることだろう。そうした文化財の価値を的確に人々に伝えるためには、その文化財を現地で保存そして活用する意義が大いに存在することになる。逆に3章で見た土器や石器などのように、現地という概念があまり明確でない資料に関してや、その現地性にあまり重きを置かずに見学する個人にとってであれば、デジタル情報だけで現地性に関する発信が不十分だったとしても、その点がそこまで重大な損失とは感じられないかも知れない（この議論はあくまでも現地性に関してだけの話であり、色彩や質感などがデジタル情報でどこまで再現可能かという技術論は含まない）。その場合にはむしろ、そうした文化財に関するデジタル情報が積極的に発信・活用されることで、その文化財の価値を伝えていくことにある程度有効に寄与できることだろう。このような観点で、本稿で見てきたそれぞれの文化財にとっての現地という概念を理解することが、その文化財の価値を総合的に理解する一助となることを期待するものである。



**謝辞** 本研究をまとめるに当たり、文化庁の森井順之氏、山都町の大津山恭子氏、東京文化財研究所の早川典子氏、安倍雅史氏、東京学芸大学の青木久氏、から有益な情報をご教示いただいた。以上を記して御礼申し上げます。

### 参考文献

- 1) <https://www.asahi.com/articles/ASN2V5HCNN2VUCVL017.html> (2020年12月4日閲覧)
- 2) <https://bijutsutecho.com/magazine/news/headline/22458> (2020年12月4日閲覧)
- 3) 日本考古学協会：特別史跡高松塚古墳の保全・保護を求める声明(2005) <http://archaeology.jp/maibun/seimei051025.htm> (2020年12月4日閲覧)
- 4) 文化庁・河野哲郎・東京国立博物館・国立文化財機構東京文化財研究所・国立文化財機構奈良文化財研究所・朝日新聞社：キトラ古墳壁画：特別展＝Mural paintings of the Kitara Tumulus、朝日新聞出版社(2014)
- 5) 手塚薫：文化財の帰趨をめぐって―歴史を所有するのは誰か―、北海学園大学人文論集、56、75-96(2014)
- 6) 高木博志：新自由主義時代の博物館と現地保存の歴史と課題―地域の文化財は地域のもの―、日本史研究、602、46-64(2012)
- 7) 新村出編：広辞苑第7版、岩波書店(2018)
- 8) 早川典子・高橋英久：日本における木造住宅の移築事例に関する研究―保存活用を目的とした展示施設への用途変更事例を中心として―、住総研 研究論文集 No.43、127-136(2017)
- 9) [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei\\_bijutsukogei/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_bijutsukogei/) (2020年12月4日閲覧)
- 10) [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hokoku/yukeibunkazai/hosaku\\_kadai.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hokoku/yukeibunkazai/hosaku_kadai.html) (2020年12月4日閲覧)
- 11) <https://www.mext.go.jp/unesco/009/004/024.pdf> (2020年12月4日閲覧)
- 12) 国立文化財機構東京文化財研究所文化遺産国際協力センター編：覆屋保存を考える、東京文化財研究所(2010)
- 13) 朽津信明：日本における覆屋の歴史について、保存科学、50、43-57(2011)
- 14) <https://www.city.zentsuji.kagawa.jp/soshiki/50/digi-m-culture-detail-085-index.html> (2020年12月4日閲覧)
- 15) 柏原市教育委員会：重要文化財安福寺石棺保存整備事業報告(1997)
- 16) ルイズド・ラ・ラマー：フランダースの犬：徳間アニメ絵本36、徳間書店(2015)
- 17) 東京国立博物館・真言宗御室派総本山仁和寺・読売新聞社編：仁和寺と御室派のみほとけ：天平と真言密教の名宝(2018)
- 18) 文化財建造物保存技術協会：重要文化財名草神社三重塔保存修理工事報告書(1988)
- 19) 諫早市教育委員会社会教育課：重要文化財眼鏡橋移築修理工事報告書(1961)
- 20) <https://www.kyohaku.go.jp/jp/tenji/yagai/nishi/> (2020年12月4日閲覧)
- 21) 加藤繁生：浮島十三重石塔と石川五右衛門、史迹と美術、79、232-241(2009)
- 22) 文化財建造物保存技術協会：重要文化財眼鏡橋保存修理工事報告書(災害復旧)(1984)
- 23) [http://www.arukurumen.com/05\\_norabi\\_kobetsu\\_kusadosengen-hrsm.html](http://www.arukurumen.com/05_norabi_kobetsu_kusadosengen-hrsm.html) (2020年12月4日閲覧)
- 24) 東中川忠美：移設された久保泉丸山遺跡、博物館研究、19、32-37(1984)

- 25) [http://www.city.takatsuki.osaka.jp/rekishi\\_kanko/rekishi/rekishikan/daio/1327400070525.html](http://www.city.takatsuki.osaka.jp/rekishi_kanko/rekishi/rekishikan/daio/1327400070525.html) (2020年12月4日閲覧)
- 26) うきは市教育委員会：国指定史跡屋形古墳群整備基本計画：珍敷塚古墳・原古墳・鳥船塚古墳・古畑古墳の史跡整備基本計画 (2015)
- 27) 横浜市教育委員会文化財課編：国史跡大塚・歳勝土遺跡整備事業報告書 (1996)
- 28) 上行寺東やぐら群遺跡発掘調査団：上行寺東やぐら群遺跡 発掘調査報告書 (2002)
- 29) <https://www.city.mikasa.hokkaido.jp/museum/detail/00001351.html> (2020年12月4日閲覧)
- 30) <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3467> (2020年12月4日閲覧)
- 31) <https://www.city.matsumoto.nagano.jp/smph/miryoku/bunkazai/takara/ken/kinen/anazawanokujirakaseki.html> (2020年12月4日閲覧)
- 32) 佐藤喜男：宮城県本吉郡歌津町館崎ウツツ魚竜化石現地保存展示及び魚竜館、地調ニュース、536、19-25 (1999)
- 33) 鶴飼宏明：天草御所浦ジオパークでの化石と露頭の保護、化石研究会会誌、46、76-80 (2014)
- 34) <http://www.ammonite-center.jp/> (2020年12月4日閲覧)
- 35) <https://www.town.nagi.okayama.jp/bikaria/> (2020年12月4日閲覧)
- 36) <https://www.city.uozu.toyama.jp/nekkolnd/> (2020年12月4日閲覧)
- 37) <http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/~chiteinomori/> (2020年12月4日閲覧)
- 38) <https://www.nature-sanbe.jp/azukihara/> (2020年12月4日閲覧)
- 39) <http://gcmuseum.ec-net.jp/> (2020年12月4日閲覧)
- 40) <https://dino-nakasato.org/> (2020年12月4日閲覧)
- 41) 高見一利：動物園・水族館における生息域外保全、日本野生動物医学会誌、24、49-57 (2019)
- 42) 渡辺伸一：奈良のシカ保護管理の歩みとこれから—その社会学的検討—、生物学史研究、96、35-52 (2017)
- 43) <http://www.shimamotocho.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/11/No.10%20minaserikyuitikuhukugenteien.pdf> (2020年12月4日閲覧)
- 44) 内田仁：二條城本丸庭園における作庭の変遷について、造園雑誌、54、19-24 (1990)
- 45) 早川裕一・松倉公憲：日光、華滝の後退速度、地学雑誌、112、521-530 (2003)
- 46) 土木の風景：セツ釜 (新潟県中里村) 一崩壊した名勝地を擬岩ブロックで再生、日経コンストラクショ、222、76-80 (1998)
- 47) 文化財建造物保存技術協会編：名勝錦帯橋架替事業報告書 (2005)
- 48) 文化財建造物保存技術協会：名勝猿橋架替修理工事報告書 (1984)
- 49) <https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/40/38763.html> (2020年12月4日閲覧)
- 50) 林野全孝：日本民家集落博物館、建築雑誌、935、27 (1964)
- 51) 文化財建造物保存技術協会編：重要文化財和田家住宅主屋ほか2棟修理工事報告書 (2006)
- 52) 徳島県教育委員会：祖谷の蔓橋 (1955)
- 53) 菅沼亘：資料燻蒸・移動作業、十日町市博物館 年報、6、8 (2020)
- 54) 山路興造：無形文化遺産の記録保存における歴史と課題—無形民俗文化遺産を中心に—、日本印刷学会誌、53、135-141 (2016)
- 55) 文化財保護委員会：無形の民俗資料〈記録第1集〉蔓橋の製作工程、「どぶね」の製作工程、「ともど」の製作工 (1962)
- 56) <http://www.asahi.com/travel/bridge/TKY201007220267.html> (2020年12月4日)
- 57) 西和夫：三溪園の建築と原三溪、横浜 有隣堂 (2012)

- 58) <https://www.acros.or.jp/magazine/tatemonokikou20.html> (2020年12月4日)
- 59) <http://www.yamagata-takara.com/takara/important/mogamigawa-aterazawa> (2020年12月4日閲覧)
- 60) 江戸東京たてももの園 (東京都江戸東京博物館分館)・スタジオジブリ企画・編:新江戸東京たてももの園物語、東京都江戸東京博物館 (2014)

キーワード:不動産文化財 (real estate cultural properties);動産文化財 (movable cultural properties);  
移築 (relocation);レプリカ (replica);覆屋 (shelter)

## A Consideration on *in situ* Conservation of Cultural Properties

KUCHITSU Nobuaki

The concept of the term *in situ* is a subject of consideration in various categories of cultural properties. The significance of *in situ* conservation of cultural properties is discussed in this study. The concept of *in situ* is usually associated with real estate cultural properties such as constructions and historic sites but not commonly with movable cultural properties such as arts and crafts. However, each cultural property can have its own meaning of *in situ*; even movable artistic objects or fossils designated as a natural monument can be treated as *in situ* properties. It is difficult even with digital information such as VR or AR to reproduce completely *in situ* spacial characterization of a cultural property. Therefore, it will be needed to conserve cultural property *in situ*, if the main value of a cultural property exists on the specific place of the property.